

2016年4月28日

「平成28年（2016年）熊本地震」への対応について

この度の「平成28年（2016年）熊本地震」においては、熊本県熊本地方を中心に、甚大な被害が発生し、国を挙げて被災された方々への支援が取り組まれている。

被災された方々の状況に応じて、きめ細かく弾力的、迅速な対応を行う観点から、私ども労働金庫業態では、下記の事項について真摯に対応することを申し合わせる。

記

1. 平成28年4月15日付、財務省九州財務局長および日本銀行熊本支店長から発出された「平成28年熊本県熊本地方の地震に係る災害に対する金融上の措置について」の要請を踏まえた対応を徹底すること。
2. 「平成28年（2016年）熊本地震」で被災されたお客さまに対して、業態統一制度である「勤労者生活支援特別融資制度」の活用等により真摯に対応すること。
3. 平成28年4月28日当協会理事会にて確認を行った「平成28年熊本地震に係る支援策」にもとづき、業態統一の融資商品「災害救援ローン」（無担保）を低金利で取扱うこと。また、「災害救援住宅ローン」（有担保）について優遇措置を講ずること。
4. 労金協会より各金庫に対して出状する「平成28年熊本地震に係る義援金振込口座への系統内為替手数料免除措置のご要請」に基づき、労働金庫窓口でのお振込の依頼があった場合、振込手数料を無料扱いとすること。
5. 平成28年4月22日付、金融庁総務企画局長および監督局長から発出された「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部改正を踏まえた対応について」の要請を踏まえた対応を徹底すること。
6. 「平成28年（2016年）熊本地震」に関しては、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」が適用されていることから、当ガイドラインの周知、徹底を行うこと。また、お客さまから災害に伴う債務のご相談があった場合には、「災害救助法適用市町村」との関係にかかわらず、当ガイドラインの趣旨を踏まえ、お客さまの事情に応じた丁寧な対応をすること。

北海道労働金庫
東北労働金庫
中央労働金庫
新潟県労働金庫
長野県労働金庫
静岡県労働金庫
北陸労働金庫
東海労働金庫
近畿労働金庫
中国労働金庫
四国労働金庫
九州労働金庫
沖縄県労働金庫
労働金庫連合会
一般社団法人全国労働金庫協会

以上